

併設型ユニット型短期入所・併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護
 特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」料金表

〔令和7年5月1日版〕

- * 入居者が支払う基本料金は厚生大臣が定める介護給付費の1割～3割とします。(負担割合は市区町村から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。)
- * 基本料金の計算方法は1ヵ月の合計利用単位数に地域区分『3級地』の10.83円を掛けますので合計金額では1日分の料金計算と若干の誤差が生じることがあります。

1. 基本料金(ユニット型個室) 3階に13人のショートステイ専用ユニットがあります。全室、南側ベランダに面した個室です。

要介護度	1日の単位	10割負担の場合の 自己負担料金の目安	1割負担の場合の 自己負担料金の目安	2割負担の場合の 自己負担料金の目安	3割負担の場合の 自己負担料金の目安
要支援1	529単位	5,729円	573円	1,146円	1,719円
要支援2	656単位	7,028円	711円	1,421円	2,132円
要介護1	704単位	7,624円	763円	1,575円	2,288円
要介護2	772単位	8,360円	836円	1,674円	2,508円
要介護3	847単位	9,173円	918円	1,835円	2,752円
要介護4	918単位	9,941円	995円	1,989円	2,983円
要介護5	987単位	10,689円	1,069円	2,138円	3,207円

連続61日以上短期入所生活介護を行った場合

要介護度	1日の単位	10割負担の場合の 自己負担料金の目安	1割負担の場合の 自己負担料金の目安	2割負担の場合の 自己負担料金の目安	3割負担の場合の 自己負担料金の目安
要支援1	503単位	5,447円	545円	1,090円	1,635円
要支援2	623単位	6,747円	675円	1,350円	2,025円
要介護1	670単位	7,256円	726円	1,452円	2,177円
要介護2	740単位	8,014円	802円	1,603円	2,405円
要介護3	815単位	8,826円	883円	1,766円	2,648円
要介護4	886単位	9,595円	960円	1,919円	2,879円
要介護5	955単位	10,342円	1,035円	2,069円	3,103円

2. 加算料金、減算料金

(1) 口腔連携強化加算（1月に1回を限度に算定）

1回	50単位	541円	1割負担分	55円
			2割負担分	109円
			3割負担分	163円

(2) 療養食加算(医師の指示により疾患治療の手段として発行された食事箋に基づいて療養食が適切に提供された場合に1日3回まで算定。)

1回	8単位	86円	1割負担分	9円
			2割負担分	18円
			3割負担分	26円

(3) 在宅中重度者受け入れ加算

イ 看護体制加算Ⅰを算定している場合

1日	421単位	4,559円	1割負担分	456円
			2割負担分	912円
			3割負担分	1,368円

ロ 看護体制加算Ⅱを算定している場合

1日	417単位	4,516円	1割負担分	452円
			2割負担分	904円
			3割負担分	1,355円

ハ 看護体制加算Ⅰ及びⅡをいずれも算定している場合

1日	413単位	4,472円	1割負担分	448円
			2割負担分	895円
			3割負担分	1,342円

ニ 看護体制加算を算定していない場合

1日	425単位	4,602円	1割負担分	461円
			2割負担分	921円
			3割負担分	1,381円

(4) 認知症専門ケア加算(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上等により算定。(Ⅱ)は(Ⅰ)に加え認知症介護指導者養成研修修了者を配置する等により算定。)

1日	(Ⅰ)	3単位	32円	1割負担分	4円
				2割負担分	7円

			3割負担分	10円
(II)	4単位	43円	1割負担分	5円
			2割負担分	9円
			3割負担分	13円

(5)生産性向上推進体制加算

(I) IIを満たした上でデータにより業務改善の取組み成果が確認された場合等に算定

月	100単位	1,083円	1割負担分	109円
			2割負担分	217円
			3割負担分	325円

(II) 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する委員会の設置等実施している場合に算定

月	10単位	108円	1割負担分	11円
			2割負担分	22円
			3割負担分	33円

(6)サービス提供体制強化加算(職員にしめる介護福祉士の割合が80%以上等により算定。(II)は介護福祉士の割合が60%以上等により算定。(III)は介護福祉士の割合が50%以上等により算定。)

(I)	1日	22単位	238円	1割負担分	24円
				2割負担分	48円
				3割負担分	72円
(II)	1日	18単位	194円	1割負担分	20円
				2割負担分	39円
				3割負担分	59円
(III)	1日	6単位	64円	1割負担分	7円
				2割負担分	13円
				3割負担分	20円

(7)夜勤職員配置減算 (夜勤時間帯に夜勤を行う職員数が基準に満たない状態が2日以上連続して発生、あるいは4日以上発生した場合)

翌月の入居者全員について、所定単位数の97%に減算

(8)定員超過利用減算 (入居定員を超えた場合)

定員超過が生じた翌月から解消された月まで入居者全員について所定単位数の

70%に減算

- (9)人員配置基準欠如減算（介護、看護または介護支援専門員の員数が基準に満たない場合）

配置基準を満たさない状態が生じた翌月から解消された月まで入居者全員について所定単位数の70%に減算（人員欠如の割合が1割以内の場合は、欠如が確認された翌々月から減算）

- (10)ユニットケア体制未整備減算（ユニットケアにおける体制が未整備である場合）

基準を満たさない状態が生じた月の翌々月から解消された月まで入居者全員について所定単位数の97%に減算

- (11)身体拘束廃止未実施減算(身体拘束の適正化を図るため、指針を整備する等の措置を講じない場合に減算。)

適正化が図られるまで利用者全員について1日1%減算

- (12)高齢者虐待防止措置未実施減算（虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない）

所定単位数の1/100に相当する単位数を減算

- (13)業務継続計画未実施減算（感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務計画が策定されていない場合）

所定単位数の1/100に相当する単位数を減算

- (14)生活機能向上連携加算（外部のリハビリテーション専門職等と連携した場合に3月に1回を限度に算定）

- (Ⅰ) 医療機関の理学療法士等から助言を受け個別機能訓練計画を作成

月	100単位	1,068円	1割負担分	107円
			2割負担分	214円
			3割負担分	321円

- (Ⅱ) 外部の医師等が施設を訪問し身体状況等について施設の職員と共同でアセスメントを行ったうえで多職種で計画的に機能訓練を実施する）

月	200単位	2,136円	1割負担分	214円
			2割負担分	428円
			3割負担分	641円

(15)機能訓練体制加算(専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。)

1日	12単位	129円	1割負担分	13円
			2割負担分	26円
			3割負担分	39円

(16)個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ

1日	56単位	606円	1割負担分	61円
			2割負担分	122円
			3割負担分	182円

(17)看護体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

(Ⅰ)常勤の看護師1名配置等

1日	4単位	42円	1割負担分	5円
			2割負担分	9円
			3割負担分	13円

(Ⅱ)看護職員と連携し24時間連絡体制の確保等

1日	8単位	85円	1割負担分	9円
			2割負担分	17円
			3割負担分	26円

(Ⅲ)定員要件が29人以下で加算要件(Ⅰ)を満たしている等

1日	12単位	129円	1割負担分	13円
			2割負担分	26円
			3割負担分	39円

(Ⅳ)定員要件が29人以下で加算要件(Ⅱ)を満たしている等

1日	23単位	249円	1割負担分	25円
			2割負担分	50円
			3割負担分	75円

(18)医療連携強化加算(看護体制加算Ⅱ、Ⅳを算定している場合等)

1日	58単位	628円	1割負担分	63円
			2割負担分	126円
			3割負担分	189円

(19)看取り連携体制加算(看取り期における対応方針を定め利用者又は家族等に説明し同意を得ている等)

1日	64単位	693円	1割負担分	70円
			2割負担分	139円

3割負担分 208円

(20)夜勤職員配置加算Ⅱ・Ⅳ

(Ⅱ) 夜勤職員を1名多く配置する等の場合算定

1日	18単位	192円	1割負担分	20円
			2割負担分	39円
			3割負担分	58円

(Ⅳ) Ⅱに加え特定行為業務の登録を受けている等

1日	20単位	216円	1割負担分	22円
			2割負担分	44円
			3割負担分	65円

(21)認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度に算定)

1日	200単位	2,136円	1割負担分	214円
			2割負担分	428円
			3割負担分	641円

(22)若年性認知症入所者受入加算(該当する疾病の方を受け入れた場合に算定。)

1日	120単位	1,299円	1割負担分	130円
			2割負担分	260円
			3割負担分	390円

(23)送迎加算

(片道)	184単位	1,992円	1割負担分	200円
			2割負担分	399円
			3割負担分	598円

(24)緊急短期入所受け入れ加算(居宅サービス計画にない緊急受け入れをした場合7日、介護者の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定。)

1日	90単位	974円	1割負担分	98円
			2割負担分	195円
			3割負担分	293円

(25)介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ(介護職員の賃金の改善等を実施した場合等に算定)

(Ⅰ)1月につき+所定単位数×140/1000

- (Ⅱ) 1月につき+所定単位数×136/1000
 (Ⅲ) 1月につき+所定単位数×113/1000
 (Ⅳ) 1月につき+所定単位数×90/1000
 (Ⅴ)(1) 1月につき+所定単位数×124/1000
 (2) 1月につき+所定単位数×117/1000
 (3) 1月につき+所定単位数×120/1000
 (4) 1月につき+所定単位数×113/1000
 (5) 1月につき+所定単位数×101/1000
 (6) 1月につき+所定単位数×97/1000
 (7) 1月につき+所定単位数×90/1000
 (8) 1月につき+所定単位数×97/1000
 (9) 1月につき+所定単位数×86/1000
 (10) 1月につき+所定単位数×74/1000
 (11) 1月につき+所定単位数×74/1000
 (12) 1月につき+所定単位数×70/1000
 (13) 1月につき+所定単位数×63/1000
 (14) 1月につき+所定単位数×47/1000

3.その他の料金（介護保険外料金）

(1)居住費・食費の負担額

所得の要件		預貯金等の資産の要件	1日の居住費	1日の食費
生活保護受給者		—	880円	300円
世帯 全 員 が 住 民 税 非 課 税	老齢福祉年金受給者	—	880円	300円
	前年の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	【单身】650万円以下 【夫婦】1,650万円以下	880円	600円
	前年の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	【单身】550万円以下 【夫婦】1,550万円以下	1,370円	1,000円
	前年の年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	【单身】500万円以下 【夫婦】1,500万円以下	1,370円	1,300円
軽減対象とならない方		—	2,066円	1,535円

*負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

〔食費内訳：朝食383円、昼食492円、おやつ107円、夕食553円〕

*前日の午前10時までに欠食の申し出があった場合、欠食分の食事代は請求しません。それ以後の申し出の場合は実費をご負担いただきます。

*「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用と異なる食材を使用し、特別な調理を行う食事を、希望者対し別に定める料金で提供します。(例：元旦の御節料理、花見弁当、松花堂弁当、等)

(2) 金銭・預貯金通帳等の預かり事務代行料 1日あたり 30円

(3) 電気器具使用料 1日あたり 30円

*テレビを使用される場合は、電気器具使用料1日あたり30円がかかります。

(4) クラブ活動費 材料費等につき実費相当額を負担いただきます。

(5) その他の日常生活費(個人使用の歯ブラシ、歯磨き剤、乳液、シェービングローション、個人使用のタオル類、等)については実費をご負担いただきます。

*ご家族等が持ち込まれる場合、または入居者ご本人が準備される場合には日常生活費としての請求はありません。

(6) 取次ぎによる外部のクリーニング店を利用してのクリーニング代、理容・美容・マッサージ等の料金は、それぞれの利用代金をお支払いいただきます。